

志木第二中学校 学校再開に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン

【令和2年7月1日改定】

1 はじめに

現在（令和2年7月1日）の市内における感染状況等を踏まえ、本ガイドラインを一部改訂いたします。

2 家庭における感染予防

- ・毎日の検温、健康観察カードへの記入をします。
- ・登校時、外出時に可能な限りマスクを着用します。
- ・手洗い、うがいを励行します。
- ・風邪症状等がある場合は自宅で休養します。
- ・家族に発熱等がある場合は、健康観察カードで学校に知らせます。

3 学校での感染予防

(1) 登校時

- ・生徒は健康観察カードを持参します。
- ・生徒は、昇降口で手指の消毒をします。
- ・教員は、各教室で生徒の健康観察カードを確認します。
- ・健康観察カードの確認時に風邪症状等がある場合は、熱がなくても、保護者に連絡のうえ、帰宅する場合があります。

(2) 授業

- ・教室の窓、ドアを開け換気をします（エアコン使用時も含む）。
- ・生徒はマスクを着用します。ただし、体育の学習等においては学習内容や熱中症予防によりマスクを外すことがあります。教員はマスクまたはフェイスシールドを着用し授業を行います。
- ・教材・教具の共用は可能な限り行いません。ただし、共用が必要なものについては、使用後の手洗いを行います。また、使用した日に教材・教具の消毒を行います。
- ・特別教室等、向かい合わせになる教室は、可能な限り飛沫防止のフィルムを設置します。
- ・教室を移動した際は、手洗いを行います。
- ・以下のような活動は控えます。
 - 「生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
 - 美術における「生徒同士が近距離で活動する共制作等の表現や鑑賞活動」
 - 家庭、技術における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - 体育・保健における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 休み時間

- ・生徒同士が密にならないよう、可能な限り自席で過ごします。
- ・手洗い、うがい、こまめな水分補給を励行します。
- ・不要不急の係活動や委員会活動は行いません。
- ・窓やドアを開け換気します。

(4) 給食

- ・石鹸での手洗いを必ず行います。
- ・使用前に配膳台を消毒します。
- ・教員はマスク、エプロンを着用します。
- ・グループではなく、前を向いておしゃべりをせず食事をします。

(5) 清掃

- ・窓やドアを開け、換気をします。
- ・床を拭く清掃は行いません。
- ・清掃終了後は、石鹸での手洗いを行います。
- ・界面活性剤を含む洗剤等による机等の拭き掃除をおこないません。

(6) 部活動

- ・活動場所や種目、活動内容によって人数を制限した活動を行います。
- ・活動前に健康観察を行います（朝練や土日の場合も検温や体調の管理を行います）。
- ・室内の場合、活動場所の換気を行います。
- ・部活動方針に則った活動を行います。
- ・手洗い、うがいを励行します。

(7) 放課後

- ・授業や部活動が終了したら、生徒は速やかに下校します。
- ・教員は、校内の消毒を行います。

(8) 保健室

- ・保健室は、けがの対応、相談活動、各種検診等の対応に限定します。
- ・風邪症状や発熱の場合は別室（1階第2相談室）で対応し、休養のため帰宅させます。

(9) 学校図書館

- ・貸出・返却のため開館します。
- ・図書館内が密にならないよう、一度に入館できる人数を制限します。
- ・図書館入口前に間隔を空けて並ぶようにします。

(10) その他

- ・教職員は、毎日検温し記録をとります。
- ・本人が新型コロナウイルス感染症の罹患（りかん）の疑いがある場合、濃厚接触者となった場合、感染予防のため保護者の判断により生徒が学校を休む場合は、いずれも出席停止とします。その場合、登校再開時に、「新型コロナウイルス感染症罹患の疑いについての出席停止措置に係る登校届」を学校に提出します。